

小郡市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

問1 住所地特例対象者の新総合事業利用はどのようになるのか。

他市町村（以下「A市」）から小郡市にある住所地特例対象施設に住民票を移した場合は、A市の被保険者資格を継続（以下「住所地特例対象者」）します。

しかし、住所地特例対象者に対する新総合事業については、住所地特例対象施設が所在する市町村（小郡市）のサービスを提供します。

	事業対象者	要支援者1・2
要介護・要支援の認定		保険者（A市）
基本チェックリスト	小郡市	
居宅届の提出先	小郡市	
被保険者証の発行	保険者（A市）	
ケアマネジメント	小郡市地域包括支援センター	
サービス提供	小郡市内のサービス事業所	
サービスコード	小郡市のサービスコード	
事業費の請求先	保険者（A市） ※国保連を経由する。	

問2 小郡市内の事業所に小郡市民以外の市町村（以下「B市」）の利用者がいる場合、各利用者が現サービスから新総合事業に移行していくタイミングでB市の指定を受けるのか、現時点で小郡市の指定を受けたほうが良いのか。

①みなし指定事業者の場合

みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までとなっており、みなし指定の効力は全市町村に及んでいますが、平成30年4月以降、B市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）が利用する場合は、平成30年3月31日までにB市の事業者指定を受ける必要があります。（※B市のサービスコードを利用します。）

なお、小郡市による更新指定の効力は、小郡市民に限られます。

②みなし指定以外の事業者の場合

B市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）が利用する場合は、新総合事業を開始する日以前にB市の事業者指定を受ける必要があります。（※B市のサービスコードを利用します。）

①及び②のいずれの場合も、当該市町村にお問い合わせください。

問3 小郡市外のみなし指定事業所が、小郡市に住所がある事業対象者へサービスを提供する場合、更新指定は、平成30年3月31日までに手続きをすれば良いか。

お見込みのとおりです。

問4 みなし指定以外の事業者の場合は、いつからA2（通所型）又はA6（訪問型）のコードを使用したら良いのですか。

認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者については、認定有効期間開始日から、新総合事業に移行し、A2又はA6のコードを使用することになります。

問5 みなし指定事業者以外の事業者について、小郡市の指定手続きの方法を教えてください。併せて、手続きに伴い、手数料は発生するのですか。

指定申請書及び添付書類等の様式については、4月中に市のホームページに掲載予定です。

また、指定手数料は、無料です。

問6 介護予防通所介護相当サービスで、事業対象者の方は「通所型サービス費1」の単位数のみで回数も、要支援1と同じ週に1回程度の回数になるのか。また、通所型サービス2の単位で週に2回程度の回数にならないのか。

市では当面、「現行相当サービス」、「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」を実施します。

事業対象者の方については、「通所型サービスC」のみの利用を想定しています。

「現行相当サービス」を利用する場合は、要支援の認定が必要です。

問7 通所型サービスC（短期集中予防サービス）について、今後、介護サービス事業所への委託をする方向にあるのか。

通所型サービスCの介護サービス事業所への委託については、今後検討していく予定です。

問 8 平成30年度以降、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）などを行う予定があるのか。

通所型サービスA（訪問型サービスAを含む。）については、現在検討中です。

問 9 事業対象者に対する通所介護計画書は必要ですか。また、体力測定など評価も必要ですか。

通所介護計画書は、必要です。

また、運動器機能向上加算のためには、体力測定など評価も必要です。